

# 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が職業生活においてその能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

## 2. 計画内容

- (1) 管理職に占める女性労働者の割合 60%以上を維持する
- (2) 部署ごとに従業員の超過勤務時間を月平均1時間以内とする

## 3. 計画を実行するための取り組み

- (1) 職員が働き続けやすい環境を整備し、キャリア形成のための時間を確保する。
- (2) 業務状況を部署内で共有し、職員の間で互いの立場を理解し、チーム全体で勤務時間内に業務を終了させるため助け合う。

超過勤務時間縮減に向けた意識を徹底し、管理職のマネジメント力を強化する。

公表項目	年度	率・割合
労働者に占める女性労働者の割合	令和2年度	65%
女性の育児休業取得率	令和2年度	100%
有給休暇取得率	令和2年度	76%
管理職に占める女性労働者の割合	令和2年度	64%